

喜笑家訪問看護ステーション

## 重要事項説明書



利用者：\_\_\_\_\_様

医療・介護



# 喜笑家訪問看護ステーション重要事項説明書

## 1. 基本方針

- 利用者が安心して普通の生活、当たり前の生活をするための援助をします。
- 介護者の援助を基本とし、在宅介護が長続きするために支援します。
- 素早い対応と利用者主体の看護に心がけます。

## 2. 株式会社喜笑家訪問看護事業の概要

### (1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	喜笑家訪問看護ステーション
所在地	大阪府枚方市藤阪元町1丁目11番3号
介護保険事業所番号	2762491161
管理者	梁 万喜
通常の事業の実施地域※	枚方市・交野市・八幡市・寝屋川市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理総括	1名
主任	看護師	0名		訪問看護責任者	0名
訪問看護	看護師・保健師	3名	2名	訪問看護	5名
	理学療法士	2名		リハビリテーション	2名
事務職員			1名	保険会計事務全般	1名

### (3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前8時45分～午後5時45分

緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。

必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

\* 時間帯により料金が異なります。

## 3. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

### (1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

（2）診療の補助

褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

（3）リハビリテーションに関すること

（4）精神的なケアに関すること

（5）家族支援に関すること

家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

#### 4. 利用料金

（1）利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が下記のようになります。

##### ●介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

項目	内容	金額
訪問看護	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師 3, 360円 准看護師 3, 024円
	30分未満	保健師、看護師 5, 040円 准看護師 4, 536円
	30分以上 1 時間未満	保健師、看護師 8, 806円 准看護師 7, 926円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	保健師、看護師 12, 070円 准看護師 10, 863円
	1 日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 3, 146円
	1 日に2回を超えて行う場合 90/100	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2, 831円
	20分未満 ※ 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可	保健師、看護師 3, 242円 准看護師 2, 918円
	30分未満	保健師、看護師 4, 826円 准看護師 4, 343円
	30分以上 1 時間未満	保健師、看護師 8, 496円 准看護師 7, 646円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	保健師、看護師 11, 663円 准看護師 10, 497円
訪問1回につき算定	1 日に2回までの場合	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 3, 039円
	1 日に2回を超えて行う場合 50/100	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1, 520円
【注】 ・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合 100分の50を加算 なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。		
※ (20分未満) 気管切開等の利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること ・利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。		
加算項目	内容	金額
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービスの質が一定以上に保たれている訪問看護体制にある場合に算定	64円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		32円
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)		2, 718円
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)	2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	4, 301円
複数名訪問加算Ⅱ(30分未満)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を	2, 151円

	複数名訪問加算 II (30分以上)	行う	3, 392円
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	3, 210円
	緊急時訪問看護加算 I (月の初回訪問時に加算)	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	6, 420円
月 1 回 算 定	特別管理加算 (I) (月の初回時に加算)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5, 350円
	特別管理加算 (II) (月の初回時に加算)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2, 675円
	看護体制強化加算 (I)	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制にある場合に算定	5, 885円
	看護体制強化加算 (II)		2, 140円
	予防訪問看護体制強化加算		1, 070円
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (介護予防訪問看護の場合を除く)	26, 750円
	看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合算定	2, 675円
	初回加算 I (II)	I 退院日訪問 II 退院日以降訪問。新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した場合に算定	3, 745(3, 210)円
	退院時共同指導加算	入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合算定	6, 420円

(令和6年6月1日 改正)

※ 公費負担医療制度については別途ご相談ください

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定します。

2. その他の利用料(保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。)

項目	内容		金額
長時間利用料	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合		30分ごとに 535円
交通費	通常の事業実地地域を越える場合		0円
死後の処置	通常時間	午前8時～午後6時	12, 643円
	早朝	午前6時～午前8時	15, 143円
	夜間	午後6時～午後10時	15, 143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時	17, 643円
※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。			
その他の利用料	実費相当額		

#### 備考

- この表の「長時間利用料」とは営業時間内において1時間30分を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことです。
- この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。
- この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

#### ●健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表

##### 1. 訪問看護療養費

項目	内容	金額
・75歳以上の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
・65～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日限度)

項目	内容	金額
訪問看護基本療養費 (I) 一日につき	保健師・助産師・看護師	週3回目まで 5, 550円 週4日目以降 6, 550円

		准看護師	週3回目まで	5, 050円	
			週4回目以降	6, 050円	
			理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5, 550円	
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・助産師・看護師	同一建物内 2 人	週3回目まで	5, 550円	
			週4回目以降	6, 550円	
		同一建物内 3 人以上	週3回目まで	2, 780円	
			週4回目以降	3, 280円	
	准看護師	同一建物内 2 人	週3回目まで	5, 050円	
			週4回目以降	6, 050円	
		同一建物内 3 人以上	週3回目まで	2, 530円	
			週4回目以降	3, 030円	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内 2 人	週3回目まで	5, 550円	
		同一建物内 3 人以上	週3回目まで	2, 780円	
基本療養費（Ⅲ）	入院中の外泊時に訪問する場合一日につき			8, 500円	
基本療養費Ⅰ及びⅡの加算	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等又は特別訪問看護指示書の交付を受けて必要に応じて1日に2回または3回以上訪問した場合	1日2回訪問	同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	4, 500円 4, 000円
			1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	8, 000円 7, 200円
	緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問			2, 650円
	長時間訪問看護加算	週1日を限度 特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ（90分を超える訪問）			5, 200円
	乳幼児加算・幼児加算	1日につき			1, 500円
	複数名訪問看護加算	保健師・助産師・看護師又は准看護師と保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	4, 500円 4, 000円	
			同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	3, 800円 3, 400円	
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者	同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	3, 000円 2, 700円	
			1日に1回の場合 同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	3, 000円 2, 700円	
		保健師・助産師・看護師又は准看護師と看護補助者（別表 7・8、特別訪問看護指示書期間）	1日に2回の場合 同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	6, 000円 5, 400円	
			1日に3回以上の場合 同一建物内1人、2人 同一建物内 3 人以上	10, 000円 9, 000円	
	夜間・早朝訪問看護加算	夜 18 時～22 時/早朝 6 時～8 時			2, 100円
	深夜訪問看護加算	夜 22 時～早朝 6 時			4, 200円
訪問看護管理療養費	月の初日 イ 機能強化型訪問看護管理療養費1			12, 530円	
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2			9, 500円	
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3			8, 470円	
	ニ イ～ハ以外の場合			7, 440円	
	月の2日目以降(1日につき)			3, 000円	
管理療養費の加算	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり		6, 400円	
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合	1月あたり	2, 500円	
		重症度が高い	1月あたり	5, 000円	
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合 初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回		8, 000円	
	特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定し厚生労働大臣が定める疾病の利用者		2, 000円	
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合 退院日翌日以降 訪問日に加算		6, 000円	
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月 2 回以上文書等で連携や指導を行った場合 1 回あたり（月 1 回まで）		3, 000円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時 1 回あたり（月 2 回まで）		2, 000円	
	看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等に關して介護の業務に從事する者に対して必要な支援を行った場合		2, 500円	
訪問看護情報提供療養費	月1回			1, 500円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1	死亡月1回(在宅において)			25, 000円	
訪問看護ターミナルケア療養費 2	死亡月1回(特別養護老人ホーム等において)			10, 000円	

精神科訪問看護療養費

項目	内容			金額	
精神科訪問看護基本療養費 (I) 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費	保健師・看護師・作業療法士	週3回目まで	30分以上	5,550円	
			30分未満	4,250円	
		週4日目以降	30分以上	6,550円	
			30分未満	5,100円	
	准看護師	週3回目まで	30分以上	5,050円	
			30分未満	3,870円	
		週4日目以降	30分以上	6,050円	
			30分未満	4,720円	
精神科訪問看護基本療養費 (III) 同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合	保健師・看護師・作業療法士	同一建物内2人	週3日まで	30分以上 5,550円 30分未満 4,250円	
			週4日以降	30分以上 6,550円 30分未満 5,100円	
		同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上 2,780円 30分未満 2,130円	
			週4日以降	30分以上 3,280円 30分未満 2,550円	
	准看護師	同一建物内2人	週3日まで	30分以上 5,050円 30分未満 3,870円	
			週4日以降	30分以上 6,050円 30分未満 4,720円	
		同一建物内3人以上	週3日まで	30分以上 2,530円 30分未満 1,940円	
			週4日以降	30分以上 3,030円 30分未満 2,360円	
精神科訪問看護基本療養費 (IV)	入院中の外泊時に訪問する場合入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定			保健師、看護師、准看護師、作業療法士 8,500円	
精神科基本療養費I及びIIIの加算	精神科緊急訪問看護加算	保健師、看護師、准看護師、作業療法士			2,650円
	長時間精神科訪問看護加算	週1日を限度 1回の訪問看護の時間が90分を超える場合			5,200円
	複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)	保健師又は看護師と保健師・看護師・作業療養士	1日1回訪問	同一建物内1人、2人 4,500円 同一建物内3人以上 4,000円	
			1日2回訪問	同一建物内1人、2人 9,000円 同一建物内3人以上 8,100円	
			1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人 14,500円 同一建物内3人以上 13,000円	
		保健師又は看護師と准看護師	1日1回訪問	同一建物内1人、2人 3,800円 同一建物内3人以上 3,400円	
			1日2回訪問	同一建物内1人、2人 7,600円 同一建物内3人以上 6,800円	
			1日3回以上訪問	同一建物内1人、2人 12,400円 同一建物内3人以上 11,200円	
			1日1回訪問	同一建物内1人、2人 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円	
	夜間・早朝訪問看護加算	夜 18時～22時/早朝 6時～8時			2,100円
	深夜訪問看護加算	夜 22時～早朝 6時			4,200円
訪問看護管理療養費	月の初日イ機能強化型訪問看護管理療養費1			12,530円	
	ロ機能強化型訪問看護管理療養費2			9,500円	
	ハ機能強化型訪問看護管理療養費3			8,470円	
	ニイ～ハ以外の場合			7,440円	
	月の2日目以降(1日につき)			3,000円	
管理療養費の	24時間対応体制加算	常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合1月あたり			6,400円
	特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態にある場合 1月あたり			2,500円
		重症度が高い 1月あたり			5,000円
	退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行った場合初日の訪問日に加算 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は2回			8,000円

加算	特別管理指導加算	退院時共同指導加を算定し厚生労働大臣が定める疾病的利用者	2,000円
	退院支援指導加算	退院日、在宅での療養上必要な指導を行った場合 退院日翌日以降訪問日に加算	6,000円
	在宅患者連携指導加算	他の保健医療機関と月2回以上文書等で連携や指導を行った場合 1回あたり(月1回まで)	3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	治療方針の変更等に伴い主治医主催によるカンファレンス実施時1回あたり(月2回まで)	2,000円
	訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月1回(在宅において)	25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	死亡月1回(特別養護老人ホーム等において)	10,000円

(令和4年10月1日 改正)

※ 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費30回の算定につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定します。

※ 週4日目以降の訪問看護を利用できる方=厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍／多発性硬化症／重症筋無力症／スモン／筋萎縮性側索硬化症／脊髄小脳変性症／ハンチントン病／進行性筋ジストロフィー症／パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))／多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)／プリオント病／亜急性硬化性全脳炎／ライソーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髓性多発神経炎／後天性免疫不全症候群／頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態／ライソーム病／副腎白質ジストロフィー／脊髄性筋萎縮症／球脊髄性筋萎縮症／慢性炎症性脱髓性多発神経炎	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
---	---

### 3. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

項目	内容		金額
長時間利用料	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合		30分ごとに500円
時間外利用料	早朝利用料	午前6時～午前8時	1時間まで1,000円
	夜間利用料	午後6時～午後10時	1時間を超えた場合は、30分ごと500円
	深夜利用料	午後10時～午前6時	1回2時間までに1,500円 2時間を超える30分ごと1,000円
	休日利用料	休業日	1時間まで1,000円 1時間を超えた場合は、30分ごと500円
交通通費	通常の事業実地地域を越える場合		0円
死後の処置	通常時間帯	午前8時～午後6時	12,643円
	早朝	午前6時～午前8時	15,143円
	夜間	午後6時～午後10時	15,143円
	深夜	午後10時～翌日午前6時	17,643円
※上記の利用料の額は、1回についての額とし、材料費及び消費税を含むものとする。			
その他の利用料	実費相当額		

#### 備考

- この表の「長時間利用料」とは営業時間内において2時間を超えて利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことです。
- この表の「時間外利用料」とは営業時間外又は休業日(利用者の選定に基づく場合)に利用する場合に、基本利用料に加算する利用料のことです。
- この表の「死後の処置料」とは、訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金です。
- この表の「その他の料金」とは、日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料です。

### (2) キャンセル料

前日までのご連絡は無料です。当日の場合は、実費等請求させて頂くこともあります。

### (3) 料金のお支払い方法

月ごとの清算とし、毎月、15日までに前月分の請求し、支払期限は請求月の末日まで。お支払いの方法は、ご指定の口座振替と振込と現金による徴収があります。

## 5. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

訪問看護事業は、利用者の生活の質の確保を支援する立場から、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能回復又利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことを目指します。

訪問看護事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。

## (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問看護師の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	○	月1回全職員の研修に努める

## 6. サービス内容に関する相談・苦情

### ①当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。電話 (072) 807-8898

受付時間

月曜日～金曜日 8時45分～17時45分まで  
(祝日年末年始を除く)

担当 梁 万喜

### ②その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(枚方市) 長寿・保険課 電話 072-841-1460

大阪府国民健康保険団体連合会 電話 06-6949-5309

## 7. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し漏らさないことを堅く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。

## 8. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

## 9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

## 1.1. 衛生管理

(1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。

ウ 従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練実施。

## 1.2. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 1.3. 当事業所の概要

名 称 株式会社喜笑家  
喜笑家訪問看護ステーション

代表者役職・氏名 代表取締役 李 淋淋

所在地・電話番号 大阪府枚方市藤阪元町1丁目11番3号  
TEL (072) 807-8898

その他実施事業 (1) 健康保険法に基づく訪問看護事業  
(2) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業  
(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業  
(4) 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業  
(5) 介護保険法に基づく介護予防地域密着型通所介護事業

事業所数	居宅介護支援事業	1カ所
	(介護予防) 訪問看護	1カ所
	(介護予防) 地域密着型通所介護	1カ所

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 大阪府枚方市藤阪元町1丁目11番3号

名 称 喜笑家訪問看護ステーション

説明者 所 属 喜笑家訪問看護ステーション

氏 名 梁 万喜

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

※ (署名代理人) 住 所

氏 名

続柄

